

処 分 基 準

令和元年12月26日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第8条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条（営業の許可）、同第4条（許可の基準）、同第7条（相続）、同第7条の2（法人の合併）、同第7条の3（法人の分割）
処 分 基 準： 風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下の ように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとして いる場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り 消すこととする。 ・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速や かにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活環境課 （電話 代表088-622-3101）
備 考：